

## 非訟事件の期日調書及び事件経過表の様式及び記載方法について

平成24年12月14日民三第000818号高等裁判  
所長官、地方裁判所長あて民事局長、総務局長通達

改正 令和5年1月18日民三第380号

非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「法」という。）第31条の調書（以下「非訟事件の期日調書」という。）及び同条ただし書の規定により非訟事件の手続の期日（以下「期日」という。）の経過の要領を明らかにするための書面（以下「事件経過表」という。）の様式及び記載方法について下記のとおり定めましたので、これにより取り扱ってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

### 記

#### 第1 非訟事件の期日調書の様式及び記載方法

##### 1 非訟事件の期日調書の様式

(1) 非訟事件の期日調書は、別紙様式第1から別紙様式第5まで（第1号様式から第4号様式まで）により作成する。ただし、事務の効率的な処理を図るため特に必要な場合には、第1号様式及び第4号様式について、あらかじめ記載された定型的な事項の□に認印し、又はレを付する様式、ワードプロセッサによる作成に便宜な様式等これらと異なる様式によることも差し支えない。

(2) 第2号様式（書証目録）の調書は、その作成を省略することができる。

##### 2 各様式の記載方法

各様式の記載方法については、この通達に定めるもののほか、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」記第2及び記第3の3から5までの定めを準用する。

##### (1) 第1号様式（期日調書）

この様式には、期日において行われた手続（第2号様式から第4号様式までに記載するものを除く。）を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には第1号様式（期日調書合議用）を、一人の裁判官による場合には第1号様式（期日調書単独用）を使用する。

##### ア 回数について

非訟事件の手続の併合又は分離が行われた場合には、基本となった事件の回数に

連続する回数を付する。

イ 「場所等」について

(ア) 裁判所において期日を開いた場合には裁判所名を記載し、裁判所外で期日を開いた場合にはその場所を具体的に記載する。ただし、官公署等において期日を開いた場合で所在地の特定が容易なときは、単に官公署等の名称を記載すれば足りる。

(イ) 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をする方法により期日における手続を行った場合には、「 会議の方法による」のにレを付し、手続の方法を記載する。

ウ 「出頭した当事者等」について

(ア) 立ち会った検察官の氏名は、この箇所に記載する。

(イ) 法第92条第2項の分割者、法第93条第2項の債務者、会社法（平成17年法律第86号）第870条第2項各号に定める者等、裁判所が法律によりその陳述を聴取することを義務付けられている者について、陳述の聴取をした場合には、非訟事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第7号。以下「規則」という。）第19条第1項第4号のその他の関係人として当該者の氏名をこの箇所に記載する。

(ウ) イの(イ)の方法により期日における手続を行った場合には、期日に出頭しないでこの方法により期日における手続に関与した当事者の氏名は、この箇所に記載し、その当事者の氏名に続いて括弧書きで通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性（当事者又はその代理人の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。）を記載した上、「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」のにレを付する。

エ 「指定期日」について

この箇所に指定された期日を記載した場合には、「手続の要領等」に期日を指定告知した旨を記載する必要はない。

オ 「手続の要領等」について

(ア) 立ち会った裁判所速記官、専門委員、鑑定人及び鑑定委員の氏名は、この箇所に記載する。

なお、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をする方法により専門委員に意見を述べさせた場合には、その旨、通話先の電話番号及びその場所は、専門委員の氏名の記載に続いて括弧書きで記載する。

- (イ) 証拠関係については、「証拠関係別紙のとおり」と記載し、第2号様式から第4号様式までにその内容を記載する。
- (ウ) 1の(2)の定めにより第2号様式(書証目録)の調書の作成を省略した場合には、証拠関係は、この箇所に記載する。この場合において、書証として文書等が提出されたときは、当該書証に付された符号及び番号を記載する。
- (エ) 記載の末尾には、裁判所書記官が「裁判所書記官」の肩書を付した上で、記名押印する。

(2) 第2号様式(書証目録)

- ア この様式には、書証の申出、成立の争いについての主張等を記載する。ただし、文書提出命令又は文書送付の嘱託の申立てによる書証の申出については、第3号様式に記載する。
- イ 職権による書証の取調べの場合には、この様式を使用し、「(号証)」に「職」号証と記載し、「提出」を抹消して「職権」分と記載するほか、当事者が書証を提出した場合に準ずる。
- ウ 書証の成立の争いについての主張又は書証の申出の撤回があった場合には、その内容を「備考」に記載する。

(3) 第3号様式(証人等目録)

- ア この様式には、証拠の申出、採否の裁判等(第2号様式に記載するものを除く。)を記載する。
- イ 「調書の作成に関する許可等」については、規則第20条第2項の規定により証人、当事者本人若しくは鑑定人(以下「証人等」という。)の陳述又は検証の結果の記載を省略する許可があった場合には、「調書省略」の口にレを付し、規則第21条において準用する民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ等に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合には、「調書記載に代わる録音テープ等」の口にレを付する。

(4) 第4号様式(証人等調書)

この様式には、証人等の陳述等を記載する。

なお、規則第20条第2項の規定により証人等の陳述の記載を省略する許可があった場合又は規則第21条において準用する民事訴訟規則第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ等に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合には、この様式の調書を作成する必要はない。

第2 事件経過表の様式及び記載方法

事件経過表は、別紙様式第6（第5号様式）を参考にして、適宜作成するものとする。この場合における事件経過表の記載方法は、その性質に反しない限り、第1の2の定めに基づる。

#### 付 記

##### 1 実施

この通達は、法の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

##### 2 通達の廃止

平成9年12月3日付け最高裁民二第529号民事局長、総務局長通達「借地非訟事件手続において作成する調書その他の文書の様式等について」は、平成24年12月31日限り、廃止する。

##### 3 経過措置

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号。以下「整備法」という。）の施行の日（平成25年1月1日）前に申し立てられた借地借家法（平成3年法律第90号）第41条の事件及び整備法の施行前に借地借家法第19条第1項の申立てがあった場合における同条第3項の申立てに係る事件の調書その他の文書の様式等については、なお従前の例による。

#### 付 記（令5. 1. 18民三第380号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年2月20日）から実施する。

(別紙様式第1)

第1号様式 (期日調書合議用)

裁判長認印

第 回 期 日 調 書

事 件 の 表 示 令和 年 ( ) 第 号  
期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分  
場 所 等

( 会議の方法による)

裁 判 長 裁 判 官  
裁 判 官  
裁 判 官  
裁 判 所 書 記 官  
出頭した当事者等

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために  
適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

手 続 の 要 領 等

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「手続の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

(別紙様式第2)

第1号様式 (期日調書単独用)

裁判官認印

第 回 期 日 調 書

事 件 の 表 示 令和 年 ( ) 第 号

期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

場 所 等

( 会議の方法による)

裁 判 官

裁 判 所 書 記 官

出頭した当事者等

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために  
適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

手 続 の 要 領 等

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「手続の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。



第3号様式(証人等目録)

( 申出分)							
証 人 等 目 録							
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)							
申 出		採 否 の 裁 判		証 拠 調 べ の 施 行		調書の作成 に関する許 可等	備 考
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日			
				年 月 日	時		
第 . . 回		第 . . 回	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 . . 回		第 . . 回	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 . . 回		第 . . 回	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 . . 回		第 . . 回	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 . . 回		第 . . 回	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 . . 回		第 . . 回	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	

(注) 該当する事項の口にレを付する。

(別紙様式第5)

第4号様式 (証人等調書)

裁判所書記官印

証人    本人    鑑定人    調書

(この調書は、第 回期日調書と一体となるものである。)

事件の表示    令和    年 (    ) 第    号  
期            日    令和    年    月    日 午前・午後    時    分  
氏            名  
年            齢  
住            所

宣誓その他の状況

- 裁判長 (官) は、宣誓の趣旨を説明し、
  - 証人が偽証した場合の罰を
  - 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を
  - 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。
- 裁判長 (官) は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。
- 後に尋問されることになっている証人は
  - 同席しない。
  - 裁判長 (官) の許可を得て同席した。
- 

陳述の要領

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第6)

第5号様式 (事件経過表)

事件の表示 令和 年 ( ) 第 号

第 回 期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分  
場 所 等 (  会議の方法による )

出頭した当事者等		書記官印
<input type="checkbox"/> 申立人	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 申立人代理人	<input type="checkbox"/>	
<small>(口通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)</small>		
次回期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	

第 回 期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分  
場 所 等 (  会議の方法による )

出頭した当事者等		書記官印
<input type="checkbox"/> 申立人	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 申立人代理人	<input type="checkbox"/>	
<small>(口通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)</small>		
次回期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	

第 回 期 日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分  
場 所 等 (  会議の方法による )

出頭した当事者等		書記官印
<input type="checkbox"/> 申立人	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 申立人代理人	<input type="checkbox"/>	
<small>(口通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)</small>		
次回期日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	

(注) 該当する事項の□にレを付する。